

総務教育常任委員会資料

(平成30年8月21日)

【項目】

ページ

- 1 全米知事会議への参加結果について
【広域連携課】 ··· 1
- 2 全国知事会議の開催結果について
【広域連携課】 ··· 2
- 3 第95回関西広域連合委員会等の開催結果について
【広域連携課】 ··· 15
- 4 第9回中海会議の開催結果について
【広域連携課】 ··· 別冊
- 5 平成30年度第1回パートナー県政推進会議の開催結果について
【県民課】 ··· 別冊
- 6 青山学院大学社会情報学部附置社会情報学研究センター鳥取分室開所式について
【とっとり暮らし支援課】 ··· 17
- 7 鳥取県への移住促進に向けた取組について
【とっとり暮らし支援課】 ··· 18

元気づくり総本部

全米知事会議への参加結果について

平成30年8月21日
広域連携課

平成30年7月19日から米国ニューメキシコ州サンタフェで開催された全米知事会議に、全国知事会を代表して平井知事が参加しました。

同会議では、7月19日に開催された日本のセッション (Joining with Japan: Strengthening Partnerships from an Ocean Away) に参加し、冒頭挨拶において、今後の日米関係の重要性について意見を表明すると共に、20日の開会式に出席し、ブライアン・サンドバル会長（当時）（ネヴァダ州知事）より来賓として紹介されました。

1 日本のセッションについて

(1) 日 時 平成30年7月19日（木）午後1時45分から3時15分まで（現地時間）

(2) 場 所 Hotel La Fonda

(3) 参加者 ラルフ・インフォザート：JETROシカゴオフィス所長（モデレータ）
デイビッド・フェルナンデス：北米トヨタ自動車Toyota-Alabama社長
ジョン・ナンネリー：日立オートモーティブシステム 上級副社長
デイビッド・カラブレーゼ：ダイキンU.S.上級副社長
ジョン・ヒッケンルーパー：コロラド州知事
マット・ベビン：ケンタッキー州知事
杉山晋輔：アメリカ合衆国駐箚特命全権大使
菌浦健太郎：内閣総理大臣補佐官
平井伸治：鳥取県知事

(4) 内 容 多くの日本企業が全米の各州に投資するなか、投資促進を助ける人材開発はどうあるべきか、将来的な課題は何か、といった内容について、米国に進出している企業の代表者と州知事の間でディスカッションが行われた。

セッションにおいては、各企業の労働力確保などの取組についての紹介の後、2名の州知事を交えた意見交換が行われた。参加した州知事からは州の労働力の3%が日本企業で雇用されていること、日本企業が地域コミュニティにもいい影響を与えていていることなどの発言があった。

・平井知事の挨拶概要

○日米両国は、民主主義の同じ視点に基づき、健康や労働などの政策を進めってきた。

○日米両国のサブナショナルは、今こそ改めて団結するときであり、これからの新しい時代をつくる第一歩である。共に前へ向かって進もう。

2 各州知事との面談について

ブライアン・サンドバル会長（当時）（ネヴァダ州知事）と協議し、8月に東京で開催する日米知事フォーラムへ参加いただくとともに、多くの州知事が参加いただけるよう協力を要請した。

また、会期中に開催されたレセプション等の場を活用し、参加各州知事とも懇談し、日米知事フォーラムへの参加を要請した。

3 参考（日米知事フォーラム2018について）

(1) 日 程 平成30年8月27日（月）～28日（火）

(2) 場 所 ホテルニューオータニ（東京都千代田区）

(3) 内 容 知事セッション（新産業創出と国際投資促進における地方政府の役割、人材育成と教育）、JETRO主催による経済投資セミナー、経団連主催による懇談会等

全国知事会議の開催結果について

平成30年8月21日
広域連携課

平成30年7月26日(木)及び27日(金)に札幌市で開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 日時・場所

1日目：平成30年7月26日(木)午前10時から午後7時まで
2日目：平成30年7月27日(金)午前9時から11時まで
札幌パークホテル(北海道札幌市)

2 出席者

平井鳥取県知事ほか各都道府県知事

3 概要

この度の全国知事会議は、サブテーマを「行動する知事会」とし、すぐに行く行動し、結果を出していく知事会にしていかなければならないという問題意識のもと、災害対策、地方税財政、地方創生、社会保障、地方分権など、地方を取り巻く諸課題を克服すべく、2日間に渡り活発な議論が交わされ、国に求める決議等を取りまとめた。

また、近年頻発する大規模な自然災害を踏まえ、現在の防災・減災対策を総点検し、必要な見直しを全国知事が先頭に立って行動するとする「北海道宣言」が採択された。(資料1：北海道宣言)

4 主な議題における意見交換の内容

(1) 防災関係

平成30年7月豪雨、大阪府北部を震源とする地震に関し、住民避難、気象情報、治水対策のあり方等に關し議論が交わされた。平井知事からは、住民避難や災害復旧の手順等を全国知事会として点検し、勉強する場を設けてはどうかという提案をし、今後の検討事項となつた。

また、被災者生活再建支援制度に関し、近年発生した災害による被害状況に鑑み、支給対象を拡大する方向で全国知事会内に検討会を設置すること、また、被災者再建支援基金残高が減少していることから、各都道府県で追加拠出を行うこと等を申し合わせた。平井知事からは、検討に当たっては、支援対象に半壊、一部損壊も含めるべきとの意見を表明した。(資料2：被災者生活再建支援制度についての申し合わせ)

さらに、平井知事から、中国地方知事会として、7月豪雨に対する全国からの支援に対するお礼と、引き続きの応援要請を行つた。

(2) 地方税財政関係

主に、地方法人課税の偏在是正について議論が交わされた。東京都に集中した偏在度の高い地方法人課税に偏在是正措置が必要とする多くの意見に対し、東京都は、地方税収に地方交付税をえた一人当たりの額にすると、東京都は全国平均並みであること、地方同士でハイの奪い合いをしていても日本全体に悪影響があると主張。平井知事からは、ハイの奪い合いでなく、どう分かち合うか考えるべき、また、近年の法人形態や取引形態等を踏まえた地方法人課税のあり方を見直すべき、さらに、財源保障機能と財源調整機能を強化する交付税制度を考えるべきとの意見を表明した。

議論の結果、「大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見」、「都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要である」旨を追記した修文を行つた上で、地方税財

源の確保・充実等に関する提言を取りまとめた。(資料3：地方税財源の確保・充実等に関する提言〔論点〕)

(3) 社会保障関係

健康寿命の延伸や暮らしの充実を通じて持続可能な社会保障制度を構築、地方の先進・優良事例をお互いに共有し、幅広く横展開する取組の開始など、健康立国の実現に向け、地方は地方の責任を果たすとする「健康立国宣言」が採択された。(資料4：健康立国宣言)

さらに、全国知事会内に優良事例を全国展開するための検討会を設置するなど、健康立国の実現に向けたアクションプランも取りまとめた。

(4) 憲法・地方分権関係

参議院選挙における合区に関し、7月に成立した改正公職選挙法により緊急避難措置が講じられたものの合区解消には至っていないことから、憲法改正等の抜本的な対応による合区の確実な解消を求める決議を取りまとめた。なお、愛知県及び大阪府から反対意見があったことから、その旨を追記する修文が行われた。

(資料5：参議院選挙における合区の解消に関する決議)

また、抽象的で十分とは言えない現行憲法の地方自治規定の充実に向け、国民的議論の喚起を求めるとともに、その議論の基本とすべく「地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像」について議論が交わされた。兵庫県より「地方自治を確立すべきという論拠に、特定の条文である憲法第13条（＊）をあげることについては議論があり、また不必要」との反対意見があり、全会一致には至らず、決議ではなく、一定の方向性として今後さらに議論を深めていくこととされた。(資料6：地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像)

(*)・・・ 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

また、地方分権改革に関し、平井知事が地方分権推進特別委員長として、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた地方税財源の充実・確保、国と地方の協議の場に分野別の分科会の設置、国・都道府県・市町村間で多様かつ柔軟な連携に加え、これまでの国と地方の役割分担を乗り越えた新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営などを盛り込んだ提言を取りまとめた。

(5) オリンピック・パラリンピック関係

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 森喜朗会長が出席され、意見交換が行われた。森会長からは、開催まで2年となった東京五輪及び先日日程が決定した聖火リレーへの協力要請があった。平井知事からは、東日本大震災の被災地以外の地域にもご配慮いただきたいこと、また、関西ワールドマスターズゲームズへの協力について発言があった。

北海道宣言

～日本の防災・減災対策を新たなステージへ～

大規模災害がひとたび発生すれば、多くの尊い命、住み慣れた街並みなど、私たちの大切なものを一瞬にして奪い去ってしまう。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、平成27年の関東・東北豪雨、28年の熊本地震、29年の九州北部豪雨などが発生し、さらに、本年には大阪府北部を震源とした地震、平成30年7月豪雨など、「想定外」「数十年に一度」の災害が毎年のように頻発している。

南海トラフ地震や首都直下地震など、今後起こりうるこれまで経験したことのない国難レベルの巨大災害に備えるためには、私たち全国知事会は、政府はもとより、我が国で暮らすすべての人々とともに、今まさに防災・減災についての基本的な考え方や取組を見直さなければならないとの危機感を共有し、私たち自身が先頭に立って行動する必要があるとの認識で一致した。

本年は、北海道命名150年の節目の年である。その北海道の地で、「行動する知事会」を自認する我々は、日本の防災・減災対策を新たなステージに進化させるため、以下に取り組むことを宣言する。

- 1 今般の豪雨等により甚大な被害が生じた被災地には、マンパワーをはじめ、一刻と変化するニーズに全力で応えていく。国はもとより地方においてもその総力を挙げて被災地を支援する体制を構築する。
- 2 東日本大震災の復興の長期化など過去の課題を踏まえ、教訓を最大限に生かしていかなければならない。現在我々が講じている防災・減災対策を総点検するとともに、近年頻発する大規模災害の各自治体の対応について、事後検証との共有を行う。
- 3 近年、大規模災害に対応する地方財政の脆弱性が顕在化していると言わざるを得ない。そのため、地方が事前復興に取り組める新しい財政支援制度の創設など、十分な予算額の確保と必要な財政措置を国に強く求める。
- 4 住民への災害に関する情報提供は、住民自身が命を守る行動をとるために重要であり、まさに住民の生死に直結する。我々自身も検証・訓練を不斷に重ね、国には今般の豪雨災害における教訓を十分に踏まえ観測・予測技術の向上や適切な避難行動を促すガイドラインの見直しを求める。
- 5 我々は、中小河川を含めた河川・砂防等の防災・減災対策や、住民生活に直結する上下水道等の社会インフラ整備を着実に実施していく。また、そのためには必要な財政措置を国に強く求める。

平成30年7月27日

全国知事会

被災者生活再建支援制度についての申し合わせ

被災者生活再建支援制度について、各都道府県は下記の事項について申し合わせる。

記

- 1 大規模災害発生時は、特別の国の負担により対応すること、また一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを国に求める。
- 2 支給対象については、支障事例から明らかになった制度と実態の歪みを解消するため、拡大する方向で検討することとし、そのためのワーキンググループを設置する。ワーキンググループでは、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討する。
- 3 現行制度における被災者生活再建支援基金の規模を600億円にすることとし、各都道府県は追加拠出を行う。また、一度の災害発生で、基金が大幅に減少する可能性があることから、基金残高が一定減少した場合には再度追加拠出を検討するものとする。
- 4 引き続き、被災者生活再建支援制度について課題の認識と共有を行い、議論を深め、必要な制度の見直しと地方財政措置について国に働きかけていく。

平成30年7月26日
全 国 知 事 会

地方税財源の確保・充実等に関する提言[論点]

平成 30 年 7 月 27 日
 全 国 知 事 会
 (地方税財政常任委員会)

1 地方一般財源総額の確保・充実等

(1) 地方一般財源の総額確保・充実

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において示された新たな経済・財政再生計画では、2019～2021 年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところ。
- 新たな経済・財政再生計画では、地方についても国の取組みと基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情であるが、このような対応は限界に来ている。
- 2019 年度(平成 31 年度)の地方財政計画においても、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ防災・減災対策など様々な行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。

(2) 地方交付税の総額確保等

- 地方交付税は「地方の固有財源」であることから、その総額を確保するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。
- トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合にも、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべき。

(3) 地方の基金残高

- 地方団体は、財政運営上の予見が困難な状況の下、自らが基金の積立等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

(4) 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

- ・ 累増する臨時財政対策債については、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべき。また、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべき。

(5) 幼児教育・高等教育の無償化等への対応

- ・ 「人づくり革命の実現と拡大」として実施する幼児教育・高等教育の無償化などの施策には、地方が重要な役割を担う取組みが含まれていることから、国と地方の役割分担や負担のあり方を整理するにあたっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確実に確保すべき。

(6) 大規模災害からの速やかな復旧・復興

- ・ 平成30年7月豪雨では甚大な被害が広域的に発生しており、住民生活の安全・安心の確保を図るため、復旧・復興に必要な人材の派遣、被災者の生活再建支援等に係る柔軟な対応、災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援など、緊急かつ重点的な支援を講ずるべき。

(7) 公共施設等の適正管理

- ・ 公共施設等適正管理推進事業費については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組みが一層本格化することなどを踏まえ、より弾力的で柔軟な運用等を検討するとともに、引き続き、十分な財源を確保すべき。

(8) 会計年度任用職員の導入に向けた対応

- ・ 2020年4月1日に施行されることとなっている会計年度任用職員の制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方団体において必要となる規定の整備などに関しさらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改正に伴う地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すべき。

2 地方創生の推進

(1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すべき。

- ・ 「地方創生推進交付金」の拡充・継続と、地方の実情を踏まえたより弾力的で柔軟な運用を図るべき。
- ・ 「地方創生拠点整備交付金」については、2019・2020 年度は消費税・地方消費税率引上げに伴う対応の一環として当初予算に計上し、弾力的な取扱いを行うべき。

(2) 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の施策の推進

- ・ 地方が「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に掲げられた各般の施策等に十分に取り組めるよう、国においては積極的な財政措置等を講ずるべき。

(3) 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

- ・ 東京一極集中を是正するため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地域における若者の修学及び就業の促進に取り組むべき。
- ・ 平成 30 年度予算で新設された「地方大学・地域産業創生事業」については、文部科学省計上分を別枠で確保した上で確実に配分するなど、対象となる大学に対して実効性のある形で配分するとともに、財政需要に十分対応できる額を確保すべき。

(注：東京都は、東京 23 区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。)

3 税制抜本改革の推進等

(1) 消費税・地方消費税率引上げに伴う対応等

- ・ 国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税・地方消費税率の 8 %から 10 %への引上げを確実に行うことが必要。

① 消費税・地方消費税率引上げに伴う需要変動の平準化

- ・ 消費税・地方消費税率の引上げにあたり、2019・2020 年度当初予算における需要変動の平準化に向けた取組みを検討するに際しては、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意するとともに、地域経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講ずるべき。

② 消費税・地方消費税率 10 %段階における税源の偏在是正措置の確実な実施等

- ・ 2019年10月1日の税率引上げ時に施行される偏在是正により生ずる財源については、地方財政計画に必要な歳出を確實に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようすべき。

(3) 車体課税の見直しに係る措置

- ・ 自動車取得税の廃止までの間のエコカー減税及び自動車税におけるグリーン化特例の延長並びに環境性能割の導入にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにするとともに、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行るべき。
- ・ 自動車の保有に係る税負担の軽減については、平成29年度与党税制改正大綱において、「消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされているが、特に、自動車税は都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきており、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すべき。

(2) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

- ・ 全国知事会としては、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。
- ・ 近年は、東京一極集中に歯止めがかからず、人口、大企業などの大都市への集中が継続するなかで、地方税収が全体として増加し、再び財政力格差が拡大しており、消費税・地方消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止されれば、財政力格差はさらに拡大すると見込まれる。
- ・ 大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すた

めには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題。

- ・ 都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべき。その際には、地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。
- ・ また、そもそも、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが根本として重要であり、東京一極集中の是正に向けた地方創生の取組みをより強力に加速化させることを強く要請する。

(3) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・ 森林環境税（仮称）は2024年度（平成36年度）から課税を開始、森林環境譲与税（仮称）は2019年度（平成31年度）から譲与を開始することされているが、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう、制度の円滑な実施に向けた取組みが進められるべき。

(4) ゴルフ場利用税の堅持

- ・ ゴルフ場利用税については、平成29年度与党税制改正大綱に引き続き、平成30年度与党税制改正大綱において「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。
- ・ ゴルフ場利用税は、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収はゴルフ場所在の都道府県及び財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべき。

健康立国宣言

我が国は、世界が未だ経験したことのない人口減少・超高齢社会に突入し、総人口に占める生産年齢人口（15歳から64歳）の割合は、2040年頃には世界の主要国の中で最低水準になると予測されている。

しかし、健康寿命の延伸を図ることにより、多くの高齢者が生涯にわたって健やかで充実した生活を送り、74歳まで実質的な生産年齢として活躍できる社会を実現できれば、その割合は最高水準に匹敵することとなる。

また、高齢化の進展に伴って、2018年度に49.9兆円であった医療・介護給付費は、2025年度に63兆円程度、2040年度に93兆円程度にまで増大すると見込まれているが、医療費の約1/3は生活習慣病が占めており、その発症、重症化を防ぐことができれば、生活の質（QOL）が向上し、結果として医療費の削減につながることとなる。

社会保障制度の持続可能性そのものが課題となる中、生活の質（QOL）の向上を図りつつ社会保障に係る負担を軽減し、併せて、社会保障制度を「支える力」を強くする施策を強力に推進する必要がある。

先に述べたように、健康寿命の延伸を図ることができれば、生活の質（QOL）の向上にあわせて医療・介護給付費の適正化につながるとともに、多くの高齢者の生活の充実を通じて、「共に社会を支える力」を強化することもできる。

加えて、働きながら子育てしやすい環境づくりなどを進める働き方改革や、若者の就労支援、多様な人材の活躍促進などを通じて、暮らしの充実を図り、また、子育てなどの一人ひとりの希望を実現すれば、少子化対策に資するとともに、「支える力」を強くすることにもつながる。

このように、健康寿命の延伸や暮らしの充実を通じて、持続可能な社会保障制度の構築、ひいては、人口減少時代を迎えた我が国の活力の維持ができる。

地方では、既に、インセンティブを活用した健康づくりの取組や、運動習慣・食生活の改善、特定健診の受診率の向上のための取組、禁煙・受動喫煙防止対策など、様々な取組を実施しており、生活習慣病の発症・重症化予防に効果を挙げている事例がある。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた予防・健康・医療・介護等の各分野間の連携の強化につながっている事例や、子ども・子育て支援に効果を挙げている事例もある。

このたび、全国知事会としては、これらの地方の先進・優良事例をお互いに共有し、幅広く横展開する取組を開始することとした。これにより、人々の生活の質の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けて、地方は「地方の責任」をしっかりと果たすことを、ここに宣言する。

平成30年7月27日

全国知事会

参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位で代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

そのような中、平成28年7月に実施された参議院における憲政史上初の「合区選挙」では、投票率の著しい低下など、様々な弊害が顕在化し、特に、自らを代表する議員を選出できなかつた県民からは、大きな失望の声が上がっており、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となつた。

次期参議院選挙を来年に控え、7月18日に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたが、合区の解消には至っていない。

我々は、これまでも、合区による選挙が二度と行われることのないよう、地方六団体合同による「合区の早期解消促進大会」を開催するなど、地方の切実な思いを、国に対して繰り返し、訴えかけてきたところであり、引き続き、憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

なお、一部反対意見（大阪府）及び賛同できない旨の意見（愛知県）があったことを申し添える。

平成30年7月27日

全国知事会

地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像

今、我が国は、戦後の高度経済成長・安定成長期を経て、急激な人口減少問題に直面しており、「少子高齢化」と「都市部への人口集中」が進み、地方が活力を失いつつある。

このような中では、「国民主権」の原則に基づく、主権者たる国民である住民が参画する「地方自治」のさらなる発展により、地方が元気を取り戻し、地方の力を日本の活力として引き出していく新たな国家をつくるべきであり、国・地方が総力を挙げて「地方創生」の実現に向けて取組むことが肝要である。

地方自治法が昭和22年5月3日に施行されて以来、70年を経過し、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、「国と地方は対等」といえる関係に変遷しており、もはや、地方の存在無くして、国民主権を全うすることはできない。

この変遷を踏まえれば、地方自治の機能は、国民主権を全うする手段として、住民から地方公共団体へ直接授権されたものと考えるべきである。

しかし一方で、現行憲法においては、地方自治に関し、第8章として、第92条をはじめ4条が定められているものの、具体的には、「地方自治の本旨」など、あまりにも抽象的・理念的であり、このことが様々な混乱を招いていることから、全国知事会は、憲法における地方自治の本旨の明確化等、地方自治の充実に向けて、国民的議論の喚起を求めていくものである。

この地方自治の充実こそが、いずれの地域においても夢を実現することが可能となる地域を形成し、その繋がりが、この国の本来あるべき姿を実現することになるとの認識のもと、憲法をはじめ、地方自治の充実に向けた議論の基本とすべく、次のとおり「地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像」を提起する。

記

【地方（国家）の目指すべき方向】

- 憲法第13条の趣旨を踏まえ、
住民一人ひとりが、個人として尊重されるとともに、
自らの意思に基づき、地方自治に参画し、それぞれの地域において、
自由及び幸福を追求できる国であるべき。

【国民主権の原則に基づく地方自治の国政における尊重】

- 主権者たる国民は、地方公共団体の住民である。
国民主権の原則に基づき、住民が参画する地方自治の発展こそが、
我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の増進を最大化するものであり、
地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において最大限、
尊重されるべき。

【地方公共団体の権能】

- 地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、
国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、
自主的かつ自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。

【国の役割】

- 国は、国家としての存立に関する役割及び
全国的な視点を必要とする政策に関する役割を担うことを基本とする。

【地方の自主性及び自立性を高める国との役割分担等】

- 国と地方は、対等関係のもと、地方の自主性及び自立性が十分に
発揮されるよう、協議による適切な役割分担を図り、
連携・協働し、地域の発展に努めるべき。

平成30年7月27日

全 国 知 事 会

第95回関西広域連合委員会等の開催結果について

平成30年8月21日
広域連携課

平成30年8月1日（水）に大阪市内で開催された第95回関西広域連合委員会等の概要は、次のとおりです。

第1 第95回関西広域連合委員会

- 1 日 時 平成30年8月1日（水） 午前10時55分から午後0時25分まで
- 2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）
- 3 出席者 井戸連合長、仁坂副連合長、西脇委員、平井委員、門川委員、濱田副委員（大阪府）、村井副委員（奈良県）、海野副委員（徳島県）、鍵田副委員（大阪市）、中條副委員（堺市）、玉田副委員（神戸市）、石河琵琶湖環境部次長（滋賀県）

4 主な概要

（1）関西広域連合手数料条例の改正について

大阪北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨による災害を踏まえ、大規模災害の被災等により免許証等が汚損、亡失した場合における再交付手数料を免除できるよう条例改正を行うことについて協議した。

（対象となる手数料）

- ・全国通訳案内士登録証再交付手数料
- ・准看護師再教育研修終了登録証再交付手数料
- ・准看護師免許書再交付手数料
- ・製菓衛生師免許証再交付手数料

（2）平成30年7月豪雨の被害と対応状況について

平成30年7月豪雨の被害状況及び関西広域連合の対応とともに、国に対して13項目にわたる「平成30年7月豪雨に関する緊急要望」を行ったことを報告した。

また、本県より中国地方知事会幹事県代行の立場として「平成30年7月豪雨に係る各構成府県市からの支援」について御礼と今後の更なる支援について要請した。

（緊急要望の項目）

- 1 復旧・復興と被災者支援に必要な人材の派遣について
- 2 道路・鉄道網の早期復旧について
- 3 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について
- 4 災害廃棄物の処理等について
- 5 災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援等について
- 6 災害救助法における救助範囲の拡大について
- 7 被災者生活再建支援法の見直しについて
- 8 ため池に関する総合的な対策について
- 9 土石流・がけ崩れ・地すべりなど山地災害に関する対策について
- 10 ダム管理体制の再構築について
- 11 災害に強い道路・河川整備について
- 12 商工業や農林水産業の事業再開に向けた支援について
- 13 観光産業に対する支援について

第2 関西経済会との意見交換会

- 1 日 時 平成30年8月1日（水） 午後1時から3時まで
- 2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）
- 3 出席者 松本正義会長（住友電気工業（株）会長）、副会長（8名）、専務理事
- 4 主な概要

関西経済連合会から提供された万博誘致の実現、スポーツ振興、地方分権・広域行政、強化すべき分野について、意見交換を行った。

（主な意見）

○関西経済連合会

- ・本年7月2日に「関西スポーツ振興ビジョン-スポーツで輝く関西-」を公表し「生涯スポーツの振興」「トップアスリートの育成」「スポーツイベントの招致」「スポーツ産業の振興」の4つの取組を柱と定め、関西スポーツ振興推進協議会（仮）を設けることを提案した。本協議会に関西広域連合も参加するとともに、スポーツ振興を一体となって推進されたい。
- ・国の研究機関や地域の支援機関、大学、企業等が連携しノベーション創出に向けた取組が行われる産業振興のための、強固な「プラットフォーム」を関西広域連合が中心となって整備されたい。
- ・国際観光旅客税出国税の使途については、各地域・各団体から観光庁へ要望されているが、関経連としては出国税の一部が関西広域連合に配分され、関西観光本部の財源にもつながるよう、関西広域連合と一緒に要望したい。

○関西広域連合委員

- ・ワールドマスターゲームズ2021関西の開会式の日である5月14日を「スポーツの日」と制定。今後は、スポーツ振興に取り組む企業などを対象に表彰制度を創設することをタスクフォースで協議を進める。また、スポーツは「観る」「支える」だけでなく「する（自らが行う）」ことが重要である。
- ・関西広域連合では、構成府県市の工業系公設試験研究機関が連携し企業支援強化に取り組んでいる。また「関西ラボねっと」による情報発信や機器使用時の割増料金の解消、合同研究会の開催等を実施しているが、一つの公設試では限界もあり他の公設試との連携や個々の公設試がレベルアップし総合力を充実していくことは重要である。
- ・関西広域連合でも、平成31年度以降の国際観光旅客税の使途について、「日本版DMOの自主財源とすること」や「地方公共団体にとって自由度が高く、地方の創意工夫が生かせるよう交付金等により地方へ配分すること」について国へ提案した。

第3 市町村との意見交換会

1 日 時 平成30年8月1日（水）午後3時から5時まで

2 場 所 大阪市内（大阪府立国際会議場）

3 出席者 羽場鳥取市副市長（鳥取県市長会会長代理）、森安伯耆町長（鳥取県町村会会长）、近畿市長会（会長、副会長、理事、相談役）、近畿府県町村会（兵庫県町村会会长、京都府町村会副会长、大阪府町村長会会长、大阪府町村長会副会长）、徳島県市町会、徳島県町村会会长

4 主な概要

住民に最も身近な市町村と情報共有を図るために、関西広域連合の取組状況（各分野事務局の取組概要等）について説明し、市町村と意見交換を行った。

（主な意見）

○市町村

- ・各構成団体において、首都圏へのアンテナショップや海外事務所等を設置しているが、各自治体の観光案内、地域情報の発信等が主な目的で、広域的な視点で活用されている事例は少ない。関西広域連合として各アンテナショップ等を活用した観光案内や誘客等、関西全体の情報発信について提案していただきたい。
- ・関西地域全体でカワウ被害の軽減を図っていただきたい。他に、ニホンジカやイノシシについて捕獲数が大幅に増加しており、広域的な視点で効果的な鳥獣管理に向けた対策とともに捕獲野生獣の食肉等への有効活用及び適正処理について、先進地における研究・調査等で得られた情報の共有をお願いしたい。

○関西広域連合委員

- ・首都圏において各自治体がアンテナショップを設置しているが、地元の食材や工芸品等の情報発信とPRのためのショップやレストランとなっている。広域観光は企業の利益にもなるためどのように活用するか検討したい。
- ・関西広域連合としてカワウ対策検証事業等を実施してきた。この検証事業のノウハウを生かし専門家を派遣するなど対策が進むよう支援している。また、ニホンジカ対策ではモデル地域での試行的捕獲を実施し、捕獲マニュアルを策定し、そのノウハウを市町村と情報共有したい。

青山学院大学社会情報学部附置社会情報学研究センター鳥取分室開所式について

平成30年8月21日
とつとり暮らし支援課

青山学院大学と鳥取県が平成30年3月に締結した包括連携協定に基づく取組の一環として、主に学生がフィールドスタディを行うための活動拠点となる「青山学院大学社会情報学部附置社会情報学研究センター鳥取分室」を設置することに伴い、下記のとおり、開所式を行います。

記

- 1 日 時 平成30年8月21日（火）午後2時30分から3時まで
- 2 場 所 青山学院大学社会情報学研究センター鳥取分室（鳥取市鹿野町 旧八百屋 bar跡地）
- 3 出席者 青山学院大学 社会情報学部 宮川学部長、苅宿(かりやど)教授
鳥取県 平井知事
鳥取市 羽場副市長
NPO法人鳥の劇場 中島代表理事、㈱ふるさと鹿野 長尾代表取締役社長
NPO法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会 佐々木理事長、小林副理事長
鳥取市立鹿野学園 村尾校長、8・9年生(中学2・3年生)8名
- 4 内 容 ○開会
○挨拶 青山学院大学社会情報学部宮川学部長
鳥取県 平井知事
鳥取市 羽場副市長
○事業概要説明 青山学院大学社会情報学部苅宿教授
○テープカット
○記念撮影

＜今年度の主な取組＞

- 今年度は、社会情報学部苅宿教授のゼミの学生15名が、8月28日から9月8日までの間、鹿野に滞在し、フィールド学習を実施する。また、滞在期間中、県内の企業でインターンシップも実施する。（インターンシップ実施企業：㈱LASSIC、㈱FM鳥取、㈱ゼロ）
- 9月2日に、学生が、鳥取市立鹿野学園の児童生徒を対象にしたワークショップ（iPadを使ったマジック映像づくり等）を鳥取分室他で開催する。
- 今夏の結果を踏まえ、秋に社会情報学部長を含む4名の教授が順次鹿野を訪問し、来年度の鳥取でのフィールド学習（30～40名）の単位化に向けて詳細を検討していく。

＜包括連携協定の概要＞

青山学院大学と本県との間で、将来的なサテライトキャンパスの創設も視野に、大学が地域住民や活動組織と連携した活動の支援や、教育研究活動を通じた人材育成、学生の就職支援などを協力して行う包括協定を締結した。

- 協定締結日 平成30年3月20日（火）
- 場 所 青山学院大学 青山キャンパス
- 協定項目・鳥取県における教育研究活動の取組推進に関すること
 - ・住民や地元団体等と連携した活動や、教育・文化の振興など地域振興に関するこ
 - ・教育研究活動を通じた人材育成に関するこ
 - ・鳥取県での円滑な研究活動と成果の活用に向けた取組支援に関するこ
 - ・学生の就職支援に関するこ 等

鳥取県への移住促進に向けた取組について

平成30年8月21日

とっとり暮らし支援課

盆等による県外からの帰省客に対し、移住定住を促進するため、成人式や観光施設等での情報発信を重点的に行いました。また、学生等が本県を知り、体験する活動を支援するとともに、都市部での若者交流会などを開催し、ふるさと鳥取に関心をもつ人を増やす取組を実施します。

1 帰省シーズンにおけるI J Uターンの取組について

(1) 夏の成人式でのPR

8月に開催された県西部の3町（伯耆町、日南町、日野町）の成人式に出席する新成人に対し、「とっとり移住応援メンバーズカード会員募集」「キメタ！鳥取で働く。」などの若者に向けた移住・就職関係のチラシを配布し、帰省中の若者が将来Uターン・地元定住を意識することを図った。

<対象者>

伯耆町：約110名／日南町：約30名／日野町：約30名 ※夏開催は3町のみ

<新成人の主な声>

- 今は大阪で勉強しているが、将来は地元に戻って働きたいと思っている。
- 久しぶりに地元の仲間と会って、地元に戻りたいと思った。これからは仲間と一緒に地元を盛り上げていきたい。

[参考] 当面の都市圏での移住定住相談会等のスケジュール

9月2日(日)	朝日U Iターン相談会(大阪)
9月9日(日)	ふるさと回帰フェア2018(東京)
9月29日(土)	中国四国もう一つのふるさと探しフェアin大阪

※個別（休日・ナイター）相談会：[東京] 8/29、9/12、29、[大阪] 8/22、9/12、15、19

(2) 県内観光地等でのPR

ア 観光施設等でのPR

県外からの観光客が多数見込まれる観光施設等にチラシ等を配架し、再度の来県と本県移住の意識向上に努めた。

観光施設：鳥取砂丘こどもの国、砂の美術館、青山剛昌ふるさと館、水木しげる記念館、わらべ館、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館、大山まきばみるくの里、市町村観光協会等

公共施設：鳥取・米子空港、JR駅(鳥取、倉吉、米子、境港)、道の駅(県内16箇所)、宿泊施設等

イ 帰省者・観光客等へのPR

8月11日(土)にJR鳥取駅で、スーパーはくと等の利用客等を対象に直接チラシ等を配布したり、倉吉駅にあるデジタルサイネージにおいて8月10日(金)～9月9日(日)の1か月間、県内への就職や移住定住を促す画像を配信した。

また、8月11日(土)に開催された「山の日」記念全国大会in鳥取歓迎フェスティバル「森の恵み感謝祭」(大山会場)において、観光情報と併せ、とっとりの暮らしを紹介するブースを出展し、直接チラシの配布等を行うなど、再度の来県と本県移住の意識向上に努めた。



<来県者の声>

- 江府町に移住を検討しており、空き家バンクで住宅物件がないか探している。移住に向け、移住応援メンバーズカードを申込みたい。
- 県外の大学に通っているが、将来は鳥取を元気にするため、地元に戻り観光関係の仕事をしたいと思っている。

2 学生や若者に向けた定住・関係人口の拡大に向けた取組

(1) 県内の大学生を定住につなげる取組

県内での就職や暮らしに関する情報をフィールドワークやワークショップにより集約・活用し、若者に向けて発信するための自主的な活動を支援する。併せて、関連する県行政情報の発信を義務づけ、学生を通じて情報提供する取組を実施している。

<主な支援事例>

ア 環境大学自転車さんぽ（公立鳥取環境大学）

鳥取がもつ自然風景や風土の魅力を認識するため、公立鳥取環境大学を中心としたエリアでサイクリングクイズラリーを開催する。（第1回：4/14、第2回：10/20、21）

イ 大山プロジェクト（鳥取大学）

健康を切り口に本県の農業の歴史を学ぶため大山町香取村の酪農農家と交流する。また、大山開山1300年をきっかけに大山の歴史を学ぶ。（酪農家との交流：9/4、大山体験：9/30）

ウ とっとり井プロジェクト（公立鳥取環境大学）

県内5地域の、井を切り口に食文化や伝統文化、地域性について情報収集を行い、学園祭における井販売に併せて本県の魅力や地域の特色を発信する。（情報収集：8～9月、学園祭：10/20、21）

エ 東光園で鳥取県の建築を学ぶ（米子工業高等専門学校）

文化財に登録されたホテル東光園を見学し、鳥取県にゆかりのある建築物の魅力について学ぶ。
(第1回：8/20、第2回：10/5)

(2) とっとり暮らしワーキングホリデー支援事業

将来的な本県への移住定住の促進や、鳥取県に愛着をもつ若者を増やすため、県内での「就業体験」と「交流イベント」をパッケージにして、都市部の若者に情報提供し、本県に呼込む取組を行う団体を支援することにより、都市部の若者を受入れる取組を行っている。

〔8月現在〕実施団体数：4団体、

参加者数（今後も含む）：9人（活動先：鳥取市、岩美町、八頭町）



(3) 東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム

東京大学が行う学生による地域課題の解決策を検討するプログラムを県が湯梨浜町と連携して受け入れる。学生3名が約2週間、「生涯活躍のまちづくりへの提案」を課題に、湯梨浜町等で現地活動を行う。

ア 期間 8月20日(月)から9月2日(日)まで

イ 活動テーマ 「生涯学習におけるコミュニティ形成の課題を解決」、「新しい働き方の提案」、「交通ネットワークを視覚的に理解しやすい形で整理」

ウ 今後のスケジュール

現地で得た課題を学内調査や追加現地調査により検討し、年度末に現地及び学内報告会を開催する。

(4) 若者交流会 in TOKYO（「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議主催）

都会の若者に鳥取の魅力を知ってもらい、鳥取の若者と交流してもらうことで、鳥取と繋がるきっかけを作ることを目的として、東京で交流会を開催し、関係人口の拡大を図る。

ア 開催日 9月16日(日)

イ 場所 いいオフィス（東京都台東区東上野）

ウ 内容 鳥取県で活躍する若者が鳥取の面白さを紹介、県外に居ながら鳥取に貢献等できる方法を紹介、鳥取の食を通じた参加型体験、鳥取の特産品を囲んだ意見交換・懇親会など。